

令和3年6月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年6月18日(金) 午前8時57分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
10番	宮本 賢一	11番	吉田 宏明
13番	吉田 昌治		
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

#### 欠席委員

9番	中村 康男(会長)	12番	喜田 清己
14番	川田 一博		

#### 傍聴推進委員

なし

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田 畑	8,375 m <sup>2</sup> 479 m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	7件	田 畑	1,344 m <sup>2</sup> 6,869 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	8件	田 畑	2,787.30 m <sup>2</sup> 1,114.91 m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	17件	田 畑	29,832 m <sup>2</sup> 17,405 m <sup>2</sup>
第8号議案	「令和4年度 農地等の利用の最適化の 推進に関する改善意見」について	1件		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
報告第1号	合意解約	6件	田 畑	7,178 m <sup>2</sup> 9,534 m <sup>2</sup>

## 令和3年6月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より6月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計40件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中15名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、中村会長、喜田委員、川田委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を10番 宮本委員さんと11番 吉田宏明委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番 富木田委員さん、2番 山下委員さん、18番 石井委員さんで、6月17日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,355 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 199 m<sup>2</sup> 外1筆 計241 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 2,323 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 1,260 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

5番、・・・、面積 1,190 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

6番、・・・、面積1,084㎡外1筆 計2,006㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

7番、・・・、面積 356㎡ 外1筆 計479㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果物で、自家消費と販売を目的としています。

本日の案件7件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件のうち、4番については梶野委員さん、5番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、4番について審議を行いますので、梶野委員さんには退室をお願いいたします。

(梶野委員 退室)

会長職務代理

4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(梶野委員 入室)

会長職務代理

次に、5番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理

5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

続いて、1番から3番、6番から7番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 7番の案件の譲受人は持分2分の1ずつとなっていますが、親子ですか。また、受人反別は1本で書かれていますが、どういうことなのでしょう。

事務局書記 譲受人のお二人は親子です。親子で同じ世帯でありますので、世帯での受人反別を書いています。

会長職務代理 ほかにありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。  
続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」7件を議題に供します。  
なお、第2号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、18番 石井委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

石井委員 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。  
1番、・・・、面積 実測 1,591 m<sup>2</sup> 外2筆 合計 6,299 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
無断転用の有無 無し  
転用目的 建設残土による農地造成  
申請理由 申請地は県営パイロット事業により整備された農地であるが、急傾斜地で耕作条件が悪いため現在休耕している状況でした。平地畑に整備を行いたいと考えていたところに、建設残土で造成するのであれば、工事事業費を無償で請け負う業者が見つかったため、農地造成を計画しました。  
農地の区分 2筆は第2種農地、1筆は第1種農地の農用地に該当します。  
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。  
その他 土壌汚染対策法の土地の形質の変更届出書の写しの提出があります。  
以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。  
ただいま、石井委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。  
1番につきましては、先ほどの石井委員さんのご説明どおりです。  
2番、・・・、面積 112 m<sup>2</sup>外1筆 合計 211 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
無断転用の有無 有  
転用目的 宅地拡張

申請理由 平成7年頃に納屋兼車庫を建築し、宅地の一部として利用しておりました。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、3号議案6番と関連しています。

・・・、面積171㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 貸資材置場

申請理由 平成11年頃から、コンクリートブロック製造業を営む申請人の家族に資材置場として貸し、利用させています。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

4番、5番、6番 同じ申請者で申請地は隣接しているため、併せてご説明します。  
4番、・・・面積994㎡、5番、・・・、面積18㎡、6番、・・・、面積31㎡外1筆 合計49㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 5番と6番は有ります

転用目的 4番は共同住宅用地です。

5番はすでにある共同住宅の敷地拡張用地です。

6番は貸施設の敷地拡張と通路用地です。

申請理由 4番は、現在経営しているアパートが満室で、需要があるため、賃貸アパート1棟を計画しました。

5番は、平成8年より経営しているアパートの敷地が4番の転用予定の農地にかかっていることが判明したため、その無断転用を解消するものです。

6番は、昭和53年頃に倉庫を建築した際、境界を誤って当申請地に一部建築していることが判明したため、その無断転用を解消するものです。

また、東側に水路があり、その泥揚場及び通路として利用している部分についても併せて申請するものです。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 5番、6番につきましては、無断転用による始末書の提出があります。

7番、・・・、面積 181 m<sup>2</sup>外 2筆合計 471 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 申請者は高齢になってきて、耕作も困難になっているため、土地を活用し、今後の生活のために収入を得るため、太陽光発電設備設置を計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な電力会社との電力需給契約書、経済産業省の設備認定通知書の写しの提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」7件につきまして原案どおり承認し、うち6件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、1番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上ということで、6月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番と5番については現地調査を実施しておりますので、1番 富木田委員さん、2番 山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

富木田委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 307 m<sup>2</sup>外 1筆 合計 362 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、現在アパートに居住している。子供が生まれて手狭となってきたので、両親の住まいの近くで住宅建築を計画したところ、申請地は住環境が良く、所有者との交渉もまとまったことから、申請に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

山下委員

続きまして、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番の現地調査報告をさせてい



たきます。

5番、・・・、面積 1,075 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し資材置場 用地

申請理由 譲受人は、板金加工、鉄筋工事等の会社を営んでいる。仕事の増加に伴い、現在の資材置場だけでは足りなくなった。効率的に運営するため近隣で土地を探したところ、隣接地の所有者と話がまとまったことから、申請者個人が転用事業者となり自身が経営する会社へ貸し付ける計画に至った。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

この場所は宅地がまわりにありますが、農地としては良い農地です。しかし、農用地除外申請が受理されているということで、やむを得ないと感じました。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま富木田委員さん、山下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

3番、5番につきましては、先ほどの富木田委員さん、山下委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 48 m<sup>2</sup>外1筆 合計 57.91 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は高松市に住んでいるが、定年退職後は親が住んでいる申請地隣の実家に戻る予定である。週末には実家に帰宅しているが、駐車場がないことから平成14年頃より一部を造成して駐車場として利用しており、その無断転用を解消するため。

農地の区分 1398番1は周辺の状況から第2種農地に該当。1398番2は農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

2番、・・・、面積 147 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 239 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、併せ利用地を購入してそこに住む予定である。また、申請地

は庭の一部として無断転用となっているため、その解消を行うものである。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

4番、・・・、面積 638 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 花崗土採取による農地造成

申請理由 申請者は、土木工事業を行っている。土地造成現場において盛土用の良質な花崗土を必要としており、坂出市、丸亀市、高松市等の造成現場に比較的近くで用地を検討していたところ、休耕地となっている所有者との間で意向が合致し申請に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、2号議案3番関連、・・・、面積 327 m<sup>2</sup>

無断転用の有無 有り

転用目的 貸し資材置場 用地

申請理由 譲受人は、申請地の隣りに居住している。家族が平成11年よりコンクリートブロック製造業を始めた際に、所有者の了解を得て譲受人が借り受けて造成し、家族が資材置場として利用してきた。この度、申請地の相続登記が完了し所有権移転が可能となったため、無断転用を解消し家族に無償で貸し付ける申請に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

7番、・・・、面積 668 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 車両置場

申請理由 借り人は、申請地の近隣で病院建設を請け負っている。工事を行うにあたり工事関係者の駐車場が不足していたため、周辺で用地を探していたところ、病院建設期間中に車両置場への一時転用することについて、所有者と話がまとまり申請に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用期間は、令和4年7月31日までを予定しています。4月定例会でも工事関係者用の車両置場を申請していますが、不十分だったため追加で申請するものです。

8番、・・・、面積 532㎡ 外1筆 合計 535.3㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産事業等を行っており、事業拡大を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」17件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案 農用地利用集積計画書17件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が5件、再設定が12件で、そのうち農地機構を通じた貸借が15件となっております。

以上、農用地利用集積計画書17件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」17件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」17件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が1件出ております。

第8号議案 県に対する「令和4年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、第8号議案「令和4年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」について説明をさせていただきます。同じ趣旨のご意見につきましては、集約させていただいております。議案書の11ページ、12ページをご覧ください。順番に読み上げます。

・農機具や農業用車両の大型化の影響もあり、あぜぎわ・農道ぎわでの除草が必要となったり、農道・水路の損傷も多くみられる。管理責任の所在があいまいな場合が多いため農道の幅や用水路の整備も含め、県・市で管理・整備してほしい。

・後継者不在の農家が多く、農業法人など担い手に依存せざるを得ないが、農地条件が悪い（狭い、大型機械が入らないなど）ため、担い手がつかず、荒廃が進んでいる。また、農地の転用により住宅化が進み集積農地の確保が困難になっている。担い手が参入できるように農地整備が必要。

・農地の貸し付けについて、知らない人に貸すのは不安がある。近隣農業従事者に依頼できるような推進活動を行うとともに、農地中間管理機構等が説明会を開くなどして不安を解消すべき。

・農地の地番、所有者、耕作者の住所等がわからず、推進活動に支障が出ている。耕作者の住所、地番・所有者入りの地図を農業委員、推進委員に配布してほしい。

・遊休農地の貸し手に同意を得て農地中間管理機構と仮契約をしたが、担い手が決らず荒廃している圃場がある。担い手を早く決めて、本契約をして圃場の草刈りや耕起をしてもらいたい。

・山間地（中山間地を含む）に点在する農地は、変形かつ岸畔も高く、農地保全に重労働を要するなど効率が悪く、収益性も劣悪である。農地の集約化も困難であり、狭地における高収益農作物の導入、農業技術の伝承制度をはじめ、国土保全や食糧自給率への貢献といった観点からも支援措置が必要。

・農業後継者がいない農家が60%ある中、「国営圃場」の具体化を示してほしい。

・30年ほど前から急速に米作農地が減少し続けている。米作に経費がかかりすぎるため、農機等の購入が容易になるしくみ、方法を事前に繰り返し紹介することが大切。また、「水入れ」作業の負担が大きく、作業の一部または全部を担える人がいれば高齢者や兼業の人への負担がかなり軽減される。農業の一助として参画できる体制があればよい。

・稲作水管理を水利組合役員で行っているが、高齢化のため苦勞している。県単工事額を増額してほしい（1,000万円→2,000万円）。

・農業に携わったことのない県外居住者が相続により所有する遊休農地の賃借や売買については、実態の認識度が不十分のため、進捗が遅れる場合がある。公的に無償で借り上げられることができる制度があればよい。

- ・下流域に位置する湿地農地は賃借を敬遠される場合が多い。客土（農用土）を一定の区域単位として実施する。区画整理・耕地整理の実施が望まれる。
  - ・住宅地において堆肥・肥料散布で発生する悪臭や粉じん等の問題、トラクター作業による騒音や道路の土汚れへのクレームが発生し、農作業がやりにくくなってきている。
  - ・高齢化に伴い、農業の廃業、遊休農地が発生。作付面積も狭く、放棄地が増えることで水路がつぶれて湿田となる。担い手もなく対応が難しい現状。新規参入の促進、耕作可能な農地の集約の促進が必要。基盤整備の実施を4年前に県側の説明を受け、住民アンケートも賛成が多数であったが、進展せず保留状態。問題として費用（負担金の詳細不明）や相続者不明・県外在住者などが挙げられる。
  - ・遊休農地の集約化、農業経営の大規模化は図れても、経営効率が改善されなければ新規就農者の増加は見込めない。かんきつ類で言えば「小原紅早生」に次ぐ高付加価値商品、品種の開発をすすめ、利益率の高い農業経営を実現することで休耕地・荒廃地の減少、新規就農者の増加につながると考えられるので、従前にも増して新品种の開発を進めてもらいたい。
  - ・果樹園においては、イノシシ等による樹体への被害（枝折れ、根の掘起し等）、果実の食害に対し、過去には地域一体となって金網柵を設置するなど対策に取り組んだが、後継者不足などからその後の点検・補修が行われず、耕作放棄なども進んで石垣の崩壊や用水路が埋まり水害も発生している。果樹園は大規模な担い手が少ないうえに省力化が難しく、担い手への集積・集約化が進んでいない。また、一度荒廃するとすぐには再利用することができず、手間と費用が水田よりかかることも要因となっている。加えて園地の地形（園内道がなく急傾斜）、優良品種への更新がなされていないなどの問題もある。「果樹園経営支援対策事業」の事業内容や補助率の見直しなど、一部考えられるが、根本的な解決策とはなっていない。
  - ・農業は国の根幹。担い手が自信を持って農業ができる環境づくり（耕作地の大規模化、アクセスの向上など）が最優先。耕作放棄地に至った理由を解明し、対処することで耕作地に導く。若い農業者を得るためには生活の安定が第一。そのためには安定収益のための安定出荷が求められる。担い手の農業への取り組み指導が欠かせない。
- 以上が皆様からのご意見の集約でございます。追加のご意見がありましたら、お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「令和4年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」について、なにかご意見・ご質問ございませんか。

各委員

(委員による審議)

【なし】の声あり

会長職務代理

それでは第8号議案「令和4年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」については、ただいま意見交換した内容について、ご意見を事務局の方で取りまとめて、県農業会議に送付することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積274㎡ 外3筆 計2,346㎡【議案読み上げ】

解約理由 労力不足

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積1,702㎡【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

3番、・・・、面積3,651㎡外1筆計8,425㎡【議案読み上げ】

解約理由 契約変更のため（賃借権で再設定）

本件は第6号議案 15番と関連しています。

備考 利用権 使用貸借権の解消

4番、・・・、面積1,140㎡ 外2筆 計2,249㎡【議案読み上げ】

解約理由 借人変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

5番、・・・、面積730㎡【議案読み上げ】

解約理由 借人変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

6番、・・・、面積1,260㎡【議案読み上げ】

解約理由 売買目的 本件は第1号議案 4番と関連しています。

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件について、なにかご質問はありませんか。

各委員

(委員による確認)

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件を受理し、処理してまいります。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

- ・令和3年度農業委員会総会の日程

会長職務代理

それでは、これもちまして6月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了